

令和4年10月1日施行

道路運送法施行規則改正

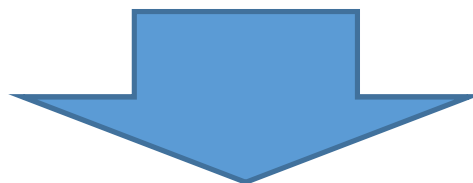
(福祉有償旅客運送関連)の概要について

国土交通省関東運輸局
神奈川運輸支局輸送担当

はじめに

《これまで》

自家用有償旅客運送者は、乗車定員11人以上の自動車1両以上又は乗車定員10人以下の自動車5両以上の運行を管理する事務所(以下「特定事務所」という。)においては、道路交通法に基づき安全運転管理者の選任義務が、道路運送法に基づき運行管理の責任者の選任義務がそれぞれ存在。



《今回》

道路交通法の改正により、安全運転管理者が行っていた業務と同等の業務を運行管理の責任者が行うことを前提に、自家用有償旅客運送者は安全運転管理者の選任義務の対象から除外。

安全運転管理者が選任されている場合と同等の輸送の安全及び旅客の利便の確保が可能となるよう、道路運送法施行規則を改正。

改正の概要

- ①自家用有償旅客運送者は、特定事務所の運行管理の責任者に、運行管理に関する講習を定期的に受けさせなければならないこととする。
- ②自家用有償旅客運送者及び特定事務所の運行管理の責任者は、特定事務所においては、以下の業務を行わなければならないこととする。
 - 運行に関する計画の作成
 - 長距離運転又は夜間運転の場合の交替運転者の配置
 - 異常気象時等の安全確保の措置
 - 運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認及びその記録
- ③自家用有償旅客運送者及び特定事務所の運行管理の責任者は、特定事務所においては、アルコール検知器を常時有効に保持するとともに、運転者に対する酒気帯びの有無の確認の際にアルコール検知器を使用しなければならないこととする。

※アルコール検知器の供給状況に鑑み、当分の間、③の規定は適用しない。
(道路交通法施行規則において同様の改正を予定していることを踏まえたもの)

運行管理の責任者に課される講習について

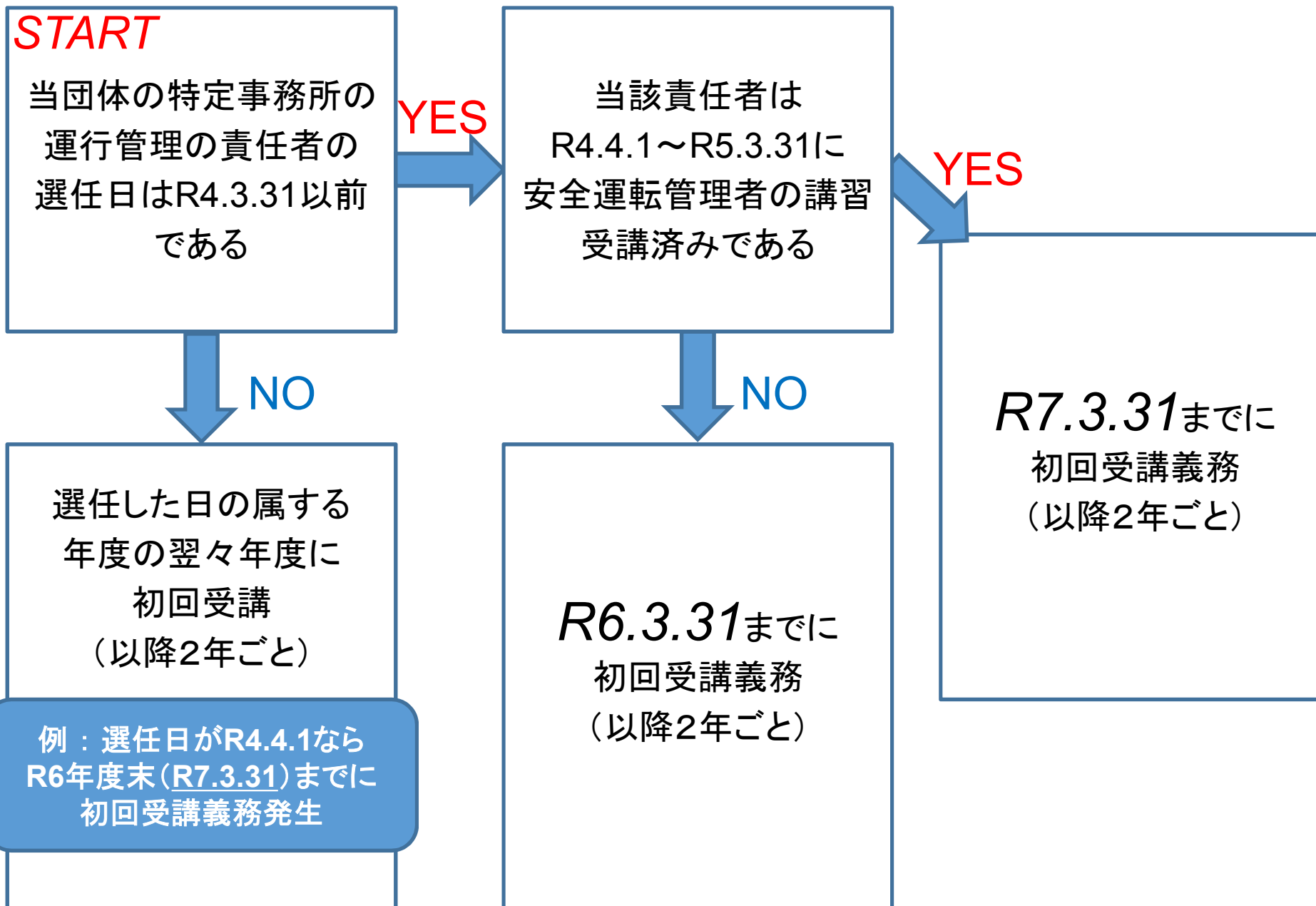
講習の内容

- 運行管理者講習 (一般講習・旅客)
- 国土交通大臣が認定する機関が実施
 - 独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)の支所や指定を受けた民間団体
- 法令や運行管理業務、事故防止についての内容(約5時間)
 - ※事前予約必要、開講スケジュールなど詳細は各実施機関へ要確認

受講のタイミング

- 選任した日の属する年度の翌々年度以後2年ごと
《経過措置》
 - ①令和4年3月31日までの間に選任された運行管理の責任者
 - 令和6年3月31日までに一般講習を受講(以後2年ごと)
 - ②令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間)に安全運転管理者の講習を受講した運行管理の責任者
 - 令和4年度に一般講習を受講したとみなし
 - 令和7年3月31日までに一般講習を受講(以後2年ごと)

受講のタイミング早見表(代表的な例)



運行管理の責任者の役割

改正前から変更がない点

- 要件を備えない者に自家用有償旅客運送自動車を運転させないこと
- 死傷者が生じた事故を起こした運転者等に適性診断を受けさせること
- 運転者に対し疾病、疲労、飲酒等の安全な運転をすることができないおそれの有無の確認を行い、必要な指示を与え、その内容を記録、保存すること
- 運転者に対し、乗務記録を作成させ、記録を保存すること
- 運転者台帳を作成し、事務所に備え置くこと
- 事故の記録を作成し、記録を保存すること
- その他、運行の安全を確保するために必要な業務

以上は全ての事務所の運行管理の責任者の役割(変更無し)



今回の改正で...

特定事務所(自家用有償運送用の自動車5台以上)の
運行管理の責任者には
安全運転管理者(道交法)に課されていた役割を追加

運行管理の責任者の役割

新たに課される役割

自家用有償旅客運送者及び運行管理の責任者は
特定事務所においては、以下の業務を行わなければならない

1. 運行に関する計画の作成
2. 長距離運転又は夜間運転の場合の交替運転者の配置
3. 異常気象時等の安全確保の措置
4. 運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認及びその記録
5. アルコール検知器を常時有効に保持するとともに
アルコール検知器を使用し運転者に対する酒気帯びの有無の確認

→ただし、5. については当分の間適用しない

※アルコール検知器の保持・使用については当面義務ではないが
乗務終了後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認は必要

その他(県警からの連絡事項)

安全運転管理者の除外手続きについて

- 令和4年10月1日付けで、神奈川県内の自家用有償旅客運送者が選任する安全運転管理者の除外手続きを実施(届出等は不要)
- 「安全運転管理者証」「副安全運転管理者証」は届出を行った警察署へ返納必要

※ただし以下に該当する場合、届出を行った警察署へ申し出・確認を

- ①自家用有償旅客運送以外の用途で一定台数以上の自動車を使用しており
引き続き安全運転管理者の選任義務が生じる場合
- ②法令上の義務はないものの、引き続き安全運転管理者の選任を希望する場合

上記①②の場合、引き続き安全運転管理者等法定講習の受講通知書を送付

→同法定講習の受講義務が発生

上記①②以外の場合、タイミングの関係で受講通知書が届く可能性あり

→同法定講習は受講義務はなく、受講不可

※ご不明点は管轄する警察署へお問い合わせ下さい

ご静聴ありがとうございました。